

3 給与と所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」(配偶者控除等申告書)については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
 - 上記①以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」に記載する必要はありません)。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が650万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与と所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、「配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。」

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマカワ アキコ	7,7,8,8 9,9,0,0 1,1,2,2	52年 10月 5日
山川 明子	あなたと左記の者の住所又は居所 異なる場合の配偶者の住所又は居所	あなたと左記の者の生計を一にする事実 である配偶者

◆ 給与と所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
判定	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	
判定	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ
A (左のA～Cを参照)
基礎控除の額
480,000

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 400,000

判定

<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭26.1.1以前生)	(1)
<input checked="" type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	(2)
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	(3)
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	(4)

区分Ⅱ (2) (上の0～の数字を参照)

○ 控除額の計算

区分Ⅱ

区分	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(※印の金額)	配偶者控除の額
区分Ⅰ	A 48万円	38万円	38万円	36万円	26万円
	B 32万円	26万円	26万円	24万円	21万円
	C 16万円	13万円	13万円	11万円	9万円
区分Ⅱ					6万円
					4万円
					2万円
					1万円

配偶者特別控除の額
380,000

配偶者特別控除の額
0

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶ ① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶ ② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与と所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶ ③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所をチェックを付け、判定結果に対応する記号(①～④)を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶ ④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分Ⅰの判定結果(A～C)と区分Ⅱの判定結果(①～④)を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶ ⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当者について記載してください。

○ 要件(要件欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付し記載することで差し支えありません)。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	特別障害者に該当する事実
	あなたと同一生計配偶者又は特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	扶養親族等	8,8,9,9 0,0,1,1 2,2,3,3	令和16年 5月 17日	(裏面「3～24」を参照)
	扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	扶養親族等	ヤマカワ イチロウ	あなたと左記の者の住所又は居所 異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の合計 あなたとの所得金額(見積額)
	扶養親族が年齢23歳未満(年10.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	山川 一郎	子 0	

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額が48万円以下(給与所得の場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶ ① 要件

該当する要件にチェックを付けます。なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。詳しくは、この年末調整のしつかつの17・18ページ又は国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページはこちら

▶ ② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶ ③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載します。特別障害者に該当する人が「扶養控除等(異動)申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」と記載して差し支えありません。

- ※ 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
- ※ 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

注 Q チ
意 エ
& ツ
ク
項 A 表